

## 名義後援・共催（文化振興）取扱要綱

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、西宮市が文化振興に係る各種事業を後援し、又は共催する基準及び手続き等について必要な事項を定める。

### （申 請）

第2条 事業を行う団体等は、西宮市の後援を受けようとするときは、後援申請書（様式第1号）により、共催を申請しようとするときは、共催申請書（様式第2号）により申請しなければならない。

### （後援・共催基準）

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、第1項第1号又は第2号に掲げる条件及び、第1項第3号から第6号までに掲げる条件を備える場合には後援の承認をし、第1項第2号から第9号、又は第2項に掲げる条件を備える場合には、共催の承認をすることができる。ただし、市長が特に認めるものはこの限りではない。

- (1) 市内在住者（市内に事務所を置く団体等を含む。）が主催者であること。
- (2) 市内で開催する一般市民を対象とした事業（市民がその事業に参加又は見学できるもの）であること。
- (3) 文化的な行事（主として市民福祉の増進と地域社会の発展に寄与することを目的としたもの）であること。
- (4) 営利を目的としたものでない（実費等参加費を徴収するときは、その額が適当である）こと。
- (5) 市の施策にあったもので特に政治・宗教活動に利用される恐れがないこと。
- (6) 第7条の規定により、承認を取り消されたことがないこと。
- (7) 国、地方公共団体、又は全市的な組織をもつ団体が主催すること。
- (8) 事務又は経費の分担があり、その範囲が明確であること。（事務又は経費の分担がない場合にあっては、新たな市民文化の創造や文化交流の促進等文化振興に特に寄与すると認められること。）
- (9) 市の意見が反映されること。

2 市長は、前項に規定するもののほか、市民ホール又は市立ギャラリーの指定管理者が指定管理業務における自主事業を実施する場合は、共催の承認をすることができる。

### （承 認）

第4条 市長は、前条の規定により、後援の承認をしたときは、後援決定通知書（様式第3号）により、共催の承認をしたときは、共催決定通知書（様式第4号）により、申請を行った団体等に通知する。

(名義使用上の条件)

第5条 市長は、後援の承認をする際には次の各号に掲げる全ての条件を付し、共催の承認をする際には第3号から第5号までに掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応・処理し、直ちに報告すること。
- (2) 事業において発生した事故等について、市は損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。
- (3) 申請内容に変更のあった場合は直ちに届出ること。
- (4) 対象となる事業以外に名義を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める条件。

(事業実施報告)

第6条 後援又は共催の承認を受けた団体等は、事業終了後、速やかに後援事業実施報告書(様式第5号)、若しくは共催事業実施報告書(様式第6号)又はそれぞれの実施報告書に記載すべき項目を記載した文書により、市長に実施報告をするものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定による承認を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定による申請の内容が虚偽の場合
- (2) 市の指示事項、名義使用上の条件に反する場合
- (3) その他市長が不適切と判断した場合

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成19年2月1日から実施する。

付 則 この要綱は 平成22年10月1日から実施する。

付 則 この要綱は 平成25年11月1日から実施する。

付 則 この要綱は 令和3年1月4日から実施する。